

## 別紙

諮詢第1363号、諮詢第1364号

答 申

### 1 審査会の結論

本件対象公文書1及び2を非開示とした決定において、別表2に掲げる部分について非開示としたことは妥当であるが、その他の部分については開示すべきである。

### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1及び2に対し、東京都知事が令和元年5月23日及び同年6月4日付けで行った各非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1及び2に対し、いずれも「平成〇年〇月〇日付け『通知書』」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「平成〇年〇月〇日付〇政総秘投第〇号『知事宛投書について』」（以下「本件対象公文書2」という。）を特定し、条例7条6号に該当することを理由として、その全部を開示しないこととする決定を行った。

### 4 審査会の判断

#### （1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月2日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和2年8月13日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年10月19日（第221回第一部会）から令和4年12月26日（第233回第一部会）まで、13回の審議を行った。

#### （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 審議の併合について

諮問第1363号及び第1364号については、審査請求人及び対象公文書が同一であること並びに審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

#### イ 本件対象公文書について

本件対象公文書1は、特定の団体から東京都知事（以下「知事」という。）宛てに送付された、特定の団体の特定の事案に関する主張及び損害賠償請求等に関する文書である。本件対象公文書2は、知事宛てに個人又は団体から投書があった際に、政策企画局総務部秘書課が、投書の内容に係る所管局に対応を依頼する際に用いる送付状である。

実施機関は、本件開示請求1及び2に対し、いずれも本件対象公文書1及び2を特定し、条例7条6号に該当することを理由として、その全部を非開示とする決定を行った。

#### ウ 本件対象公文書1の非開示妥当性について

##### （ア）条例7条6号該当性について

実施機関は、本件対象公文書1は特定の事案について特定の団体から訴訟提起の予告があったこと及び当該事案に係る損害賠償請求の内容等を示す文書であり、係属が予想される特定の事案について、東京都（以下「都」という。）が当事者として争訟に対処するための情報が記載されており、請求の目的及び開示請求者が誰であるかを考慮しない開示請求制度において公になることにより、争訟に係る事務に関する都の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある旨主張する。

しかしながら、審査会が見分したところ、本件対象公文書1に記載された内容は、特定の団体側の主張であり、都側の主張が明らかになるものではないから、

争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるとは認められず、条例7条6号には該当しない。

(イ) 条例7条3号該当性について

本件対象公文書1は、特定の事案に関する特定の団体の主張及び都に対する損害賠償請求の内容が記載され、都に対して一定の対応を求める文書であるが、訴訟等の法的手続において主張された内容ではなく、都に対して直接送付されている。

当該公文書に記載された情報のうち、別表2に掲げる本件非開示情報1は、特定の団体の都に対する主張が詳細に記載されている部分であり、特定の団体が被ったとする損害の内訳、金額等である。審査請求人は、当該団体が訴訟に至る事情を報道発表していると主張するが、本件対象公文書1を送付した時点では当該団体が公表を予定していない主張についても記載されていることから、これを公にすることにより、当該団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

また、本件非開示情報2及び3は、特定の団体の代理人である弁護士の氏名及び所属する法律事務所名並びに当該事務所の住所、電話番号及びファックス番号である。特定の団体がどの弁護士を代理人に選任するかについては、特定の事案に対する当該団体の法的主張に影響するものであり、当該団体の姿勢も表すものであるから、公にすることにより、当該団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(ウ) 条例7条4号該当性について

本件非開示情報4は、弁護士の印影である。その内容から、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

## エ 本件対象公文書2の非開示妥当性について

### (ア) 条例7条6号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書2は、特定の団体から知事宛ての投書について、政策企画局総務部秘書課が所管局である都市整備局に対応を依頼した送付状であることが認められる。当該公文書に記載された情報のうち、本件非開示情報5は、一般には公にしていない同課職員の内線番号であり、この情報が公になると、職員以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、同課が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当であるが、その他の情報については、公にしたとしても、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは認められず、同号には該当しない。

### (イ) 条例7条3号該当性について

本件非開示情報6は、特定の団体の代理人である弁護士の氏名及び所属する法律事務所名である。

前記ウ(イ)において検討したとおり、特定の団体がどの弁護士を代理人に選任するかについては、当該団体の法的主張にも影響するものであり、これを公にすることにより、当該団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表1 本件開示請求

本件開示請求1	(1) ○○区○○○丁目○番○（地番）における株式会社○○および○○株式会社の建築計画に関し、損害賠償の通知ないし予告の文書（供覧文書等を含む。） (2) (1) の通知ないし予告、および、損害賠償請求の訴えへの対応がわかる文書（決裁文書等を含む。）
本件開示請求2	○○区○○○丁目○番○（地番）における株式会社○○および○○株式会社の建築計画に係る損害賠償請求の訴えについて、原告から東京都に直送された文書一式（決裁文書、供覧文書等を含む。）

別表2 非開示妥当の部分

本件対象公文書	本件非開示情報		非開示理由
1 平成○年○月○日付け 「通知書」	1	通知書の内容（2頁 11 行目から 31 頁 9 行目）	7条3号
	2	弁護士の氏名及び所属する法律事務 所名	7条3号
	3	弁護士の所属する法律事務所の住所、 電話番号及びファックス番号	7条3号
	4	弁護士の印影	7条4号
2 平成○年○月○日付○政 総秘投第○号「知事宛投 書について」	5	職員の内線番号	7条6号
	6	弁護士の氏名及び所属する法律事務 所名	7条3号